

令和2年度 第2回四街道市社会教育委員会議（書面開催）

次第

- 議題1 令和3年度四街道市芸術文化振興助成金交付要望の審議について
（1）10周年記念演奏会
- 報告1 令和2年度 社会教育関係事業の報告

説明書

議 題 1 令和3年度四街道市芸術文化振興助成金交付要望の審議について

送付書類一式

- 資 料 1 令和3年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧
 2 四街道市芸術文化振興助成金交付要望書
 3 芸術文化振興助成金事業実績
 4 四街道市芸術文化振興助成金交付要綱
 5 四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

四街道市芸術文化振興助成金につきましては、令和3年1月15日から令和3年2月5日まで追加募集を行いましたところ、募集期間に1件の交付要望書（資料2）の提出がありました。申請内容は芸術文化振興助成金交付要望申請一覧（資料1）にまとめましたので、ご確認ください。なお、申請団体は、四街道シニア・ポップスオーケストラで、こちらは昨年度も要望がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の為、事業を延期し再申請となったものです。

事務局で四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（資料4）及び四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準（資料5）に基づき、申請書類を確認し、まとめたものが下記のとおりです。

送付しました資料一式に基づき、審査のほどよろしくお願いいたします

記

概要	事業内容	要綱・基準	
事業内容	演奏会（管弦楽）	要綱 第2条第1項第1号	音楽公演に該当
団体の内容	非営利市民団体 （市内事務局、団員2／3が市民） ※会員名簿により事務局確認済	基準 第3条第1項第1号	市民が実施に該当
該当事業 （記念・周年）	10周年記念演奏会	基準 第4条第1項第2号	周年事業
場所	市文化センター大ホール	要綱 第2条第2項 基準 第5条第1項第1号	市内域内に該当
要望額	助成要望額 172,000円 （助成対象額 344,000の1/2以内）	要綱 第4条第1項第1号 基準 第7条第1項第2号	市内開催1/2助成に該当 20万円上限に該当

令和3年度 芸術文化振興助成金交付要望申請一覧

No.	団体名 代表者・氏名	開催日時 開催場所	事業名 目的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件(要綱・基準)
1	四街道シニア・ポップスオーケストラ 日和 一郎	令和4年1月16日(日) 市文化センター(大ホール)	(事業名) 10周年 記念演奏会 (目的)公共施設の間を使うこと、それも文化センターの舞台上で演奏することを年齢に関係なくシニアでも出来るという事をアピールし、オーケストラの実力を高めたい。	入場料無料 予定入場者 470名	500,000円 344,000円 172,000円	①要綱 第2条第1項第1号(音楽公演) ②要綱 第4条第1項第1号(市内1/2以内の額) ③基準 第3条第1項第1号(市民が実施) ④基準 第4条第1項第2号(周年事業) ⑤基準 第5条第1項第1号(市内域内)
2						
3						
4						

四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 3 年 1 月 28 日

四街道市教育委員会教育長 様

申請者

住所又は所在地

[Redacted]

団体名

四街道シニア・ポップスオーケストラ

代表者氏名

日和 一郎



TEL

[Redacted]

【携帯】

[Redacted]

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名

10周年記念 演奏会

2 交付要望額

172,000

円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料 (チラシ・パンフレット等)
- (5) 市外開催に係る理由書 (市外開催の場合のみ)

【担当者連絡先】

〒 [Redacted]

住所

[Redacted]

氏名

日和 一郎

TEL

[Redacted]

Fax

同上

E-mail

[Redacted]



収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 容 (単位：円)
事業 収入	チケット売上金	0	
	寄付金・協賛金	0	
	プログラム等売上金	0	
	一般参加費	0	
	小 計 (ア)	0	
	市助成金 (イ)	172	
自己 負担	会員参加費	256	
	団体拠出金	72	
	小 計 (ウ)	328	
	総額 (ア) + (イ) + (ウ)	500	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位：千円)	積 算 内 訳 (単位：円)
助 成 対 象 経 費	出演費	21	エキストラ7000円×3人
	謝金	58	受付、案内スタッフ 3000円×6人
	会場費	165	指揮者 10000円×1人 MC 30000円×1人 ホール 130000円 看板 35000円
	通信費	31	案内はがき63円×430枚 招待状切手 84円×40枚
	印刷費	34	ポスター 500円×10枚 チラシ 7×3000枚 プログラム10円×500枚 はがき 7円×430枚
	楽譜費	15	3000円×5
	記録費	20	DVD・CD・写真
小 計 (A)		344	
助 成 対 象 外 経 費	講師料	80	10000円×8回
	会議費	10	飲料
	会場費	23	公民館使用料1920円×12
	生花	6	3000円×2
	食費 雑費	27 10	700×38
小 計 (B)		156	
(A) + (B)		500	

事業計画書

事業名	10周年記念 演奏会
事業区分	企画事業 記念・ 周年事業
日時	令和4年 1月 16日 (日)
会場	名称 四街道市文化センター (収容定員 943名) 所在地 四街道市大日 396
参加者人数	約 470 (主催団体 30人 + 一般参加者見込440人)
事業目的 【意義・効果】	<p>事業について、市民参加の度合い (市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性) 等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。</p>
	<p>市民参加性</p> <p>(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) 過去10周年の活動を通じて培ってきた成果を披露する場に、大勢の市民の方々に来ていただき、シニアオーケストラの演奏を聴いてもらう。 また、演奏だけでなく会場では参加して下さる方全員で合唱していただき音楽の楽しさを体験していただきます。 呼びかけは、SNS、広報紙「市政だより」の掲載、チラシ、ポスターを制作、案内のはがきを送ります。</p>
	<p>公益性・公共性</p> <p>(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) 助成金を活用して従来にない内容の充実を図り、規模を大きくする。 来ていただいた方々と自分たちシニア世代の生涯教育の一環として私たちの活動を位置付け、「シニアの活動に参加したい、あるいは他のボランティア活動へ参加する意識」を高める。</p>
	<p>期待される効果</p> <p>(今後の発展性等) 参加者に音楽の楽しさを再認識してもらう。そして、何か行動したいと考えている方にとっての一助となる。 ・オーケストラのボランティア活動 (介護施設・老人ホームでの演奏、クリスマス会での演奏) の招聘に繋がる</p>
	<p>その他</p> <p>(事業の特徴や独自性、特記事項等) 公共施設の場を使うこと、それも文化センターの舞台上で演奏することを年齢に関係なくシニアでも出来るという事をアピールし、オーケストラの実力を高めたい。</p>

事業内容	ジャンル	音楽 ・ 演劇 ・ 舞踊 ・ 伝統芸能 ・ 美術 ・ 文芸 ・ 文化財 その他 ()
	入場者見込数	440 名 (事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有 (円) ・ 無 / 割引 (有 ・ 無)
	広報・周知方法	市政だより、ポスター掲示、公共施設でチラシ配布、招待者へのDM、SNS。
	後援・協賛者	四街道市教育委員会 全日本シニアアンサンブル連盟 全日本シニアアンサンブル千葉県連盟
	構成等	(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。) 予定曲目 オープニング：青い山脈 日本ポップス：すばる、川の流れのように、北国の春 100万本のばら ポピュラー：虹の彼方に、マイアミビーチルンバ、 クカラチャ、サントワマミー タンゴ：小雨降る径、カミニート、クンパルシータ 真珠採り クラシック：愛の挨拶、ペルシャの市場にて、青きドナウ ラデッキー行進曲 その他上記の中から歌唱曲
その他・特記事項	昨年1月に同様の申請をして助成金の対象と承認されましたが コロナ感染拡大のため公演を中止しました。今回再申請です。 新型コロナの感染状況から参加人数を470人にしています。 現状では来場者名簿の作成が求められています。この状況が続くと 名簿作成の作業も必要となり事務作業のため来場者人数は250名以内 となると考えています。	

芸術文化振興助成金事業実 (平成26年度～令和2年度)

No.	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1	団体名	四街道男声合唱団	四街道市民ミュージカル実行委員会	交付事業なし	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市民オペラ実行委員会	四街道市民ミュージカル実行委員会	四街道市美術協会
	代表者名	越部智彦	濱砂 喜富		濱砂 喜富	仲村 保徳	猿田 重昭	櫻井 邦彦
	事業名	四街道男声合唱団10周年記念演奏会	四街道市民ミュージカル公演Ⅱ		第3回 四街道市民ミュージカル公演	第1回 四街道市民オペラ公演	第4回 四街道市民ミュージカル公演	第30回郷土作家展 記念作品集刊行
	実施日 実施場所	平成26年5月11日 市文化センター	平成27年8月29日・30日 市文化センター		平成29年9月2日・3日 市文化センター	平成30年9月1日 市文化センター	令和元年8月31日・9月1日 市文化センター	<事業中止>
総事業費	682,285円	6,366,150円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,150,516円		
助成金	200,000円	500,000円	0円	500,000円	500,000円	500,000円		
2	団体名	コーラス・ゆう	四街道市大正琴同好会				四街道写友会	四街道市民オペラ実行委員会
	代表者名	西村豊子	水野 静代				松崎 慎治	仲村 保徳
	事業名	コーラス・ゆう30周年記念コンサート	四街道市大正琴同好会20周年記念演奏会				四街道写友会創立40周年記念写真展	四街道市民オペラ公演
	実施日 実施場所	平成26年7月19日 京葉銀行文化プラザ(千葉市)	平成27年7月30日 市文化センター				令和元年5月28日～6月2日 市民ギャラリー	<事業中止>
総事業費	1,462,973円	713,627円	0円	0円	0円	78,051円		
助成金	200,000円	200,000円	0円	0円	0円	21,000円		
3	団体名	四街道太鼓みかさ会	マンドリーノ・チェリー				歌謡会	四街道シニア・ポップス・オーケストラ
	代表者名	笠原春男	星野 則子				水野 静代	佐々木 信一
	事業名	四街道太鼓みかさ会25周年記念公演会	マンドリーノ・チェリー創立15周年記念演奏会				第50回記念 歌謡会	10周年記念演奏会
	実施日 実施場所	平成26年4月20日 市文化センター	平成28年3月21日 市文化センター				令和元年7月7日 市文化センター	<事業中止>
総事業費	412,536円	541,878円	0円	0円	0円	547,494円		
助成金	93,000円	128,000円	0円	0円	0円	150,000円		
4	団体名							↑ 今回審査の対象
	代表者名							
	事業名							
	実施日 実施場所							
総事業費	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
助成金	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
年間総事業費	2,557,794円	7,621,655円	0円	3,490,958円	5,373,000円	5,776,061円		
年間総助成金	493,000円	828,000円	0円	500,000円	500,000円	671,000円		

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

改正 平成16年8月19日告示第136号

平成21年3月30日告示第63号

平成23年3月30日告示第55号

平成25年3月28日告示第37号

平成26年3月31日告示第65号

平成27年3月30日告示第42号

平成30年3月30日告示第49号

平成31年3月31日告示第55号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

(平21告示63・平25告示37・一部改正)

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額
- (2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正)

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書（様式第1号）を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示5.5・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示5.5・追加、平26告示6.5・平27告示4.2・平30告示4.9・一部改正)

附 則（平成16年告示第136号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年告示第63号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年告示第49号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第55号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

芸術文化振興事業助成対象経費一覧

項目	内容
謝金	講師謝金、編集謝金、調査謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金等
旅費	交通費等
消耗品費	事業用消耗品費等
宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費（無料配布する場合）、図録印刷費（無料配布する場合）、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、報告書印刷費、資料印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費等
委託費	調査委託費、人形・楽器・衣装等製作委託費等（特に認められた場合に限る。）、公演委託費等

資料等購入費	資料購入費等
原材料費	資材購入費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、稽古ピアニスト料、調律料、写譜料、楽器製作料等
通信費	通信連絡費、運搬費等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
使用料及び賃借料	会場使用料（付帯設備費を含む。）、楽器借上料、器具等借上料、作品借上費、機器借上料、道路使用料、駐車料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、効果費等
保険料	保険料等
保全・補修費	町並み等の保全・補修経費等

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
- (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）

2. 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。

- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
- (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
- (3) 団体の総会、集会等の活動
- (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
- (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
- (2) 四街道市に隣接する市の区域

2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

(審査)

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

令和 2 年度 社会教育関係事業の報告

令和 3 年 1 月 15 日現在

学習振興係

No.	事業名	事業概要	R2 実施状況
1	学校支援活動事業	各学校に学校と地域ボランティアの連絡調整役である地域コーディネーターを配置し、地域ボランティアによる学習支援、環境整備、交通安全見守り等を通して、地域に根ざした学校づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・統括コーディネーターの委嘱 (1 名) ・地域コーディネーターの委嘱 (17 名) ・地域コーディネーター会議の開催 (1 回) 会議は 2 回を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から 5 月の第 1 回目は中止となりました。
2	社会教育活性化事業	社会教育委員会議の開催及び社会教育指導員等の委嘱により、社会教育行政への意見反映と社会教育の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議の開催 (1 回) ・社会教育指導員の委嘱 (1 名)
3	人権教育事業	社会生活の中から人権について学ぶ機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人権教育講演会 (中止) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。
4	子育て学習事業	家庭や地域における子育ての意識啓発を図るため、子育て学習講座の開催や地域・家庭教育学級を実施し、家庭教育を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習講座 (実施) 市内小学校 12 校実施 (うち 2 校は講座形式ではなく資料配布) 中学校については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校側の要請により中止となりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭教育学級の委託 (実施) 新型コロナウイルスの影響で PTA 等の活動が自粛となり、利用希望団体がいませんでした。
5	文化講演事業	PTA 連絡協議会及び四街道市教育研究会との共催により、市民の文化・教養を高めるための文化講演会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化講演会 (中止) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。
6	社会教育支援事業	社会教育関係団体へ補助金を交付し、市民団体主体の社会教育活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体補助金の交付 (8 団体) 市婦人会、市ユネスコ協会、市 PTA 連絡協議会、市レクリエーション協会、ボーイスカウト四街道第 1 団、ボーイスカウト四街道第 2 団、ガールスカウト千葉県第 62 団、市郷土史歴史館設立期成会

7	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末に、子どもたちの安心安全な居場所を提供するため、地域の方々の協力を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室（実施） 2 団体委託。（四街道子どもネットワーク、にこにこ文庫さとの子会） 市レクリエーション協会については新型コロナウイルスの影響で、会場としている施設の使用予定がたたなかったことから、令和 2 年度は委託しませんでした。
8	成人式事業	成人式実行委員会との共催により、「新成人のつどい」を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・新成人のつどい（1/9 予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人のつどい（実施） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から式典は中止とし、文化センター市民広場にて記念品の交換を行いました。 実施日：令和 3 年 1 月 10 日（日） 参加者：565 名（男 295 名、女 270 名）
9	公民館管理運営事業	指定管理者への委託及び老朽化した公民館の施設・設備の修繕・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道公民館工作室解体工事 12/1 完了 ・四街道公民館屋上防水工事 12/24 完了
10	生涯学習事業	生涯学習審議会の設置し生涯学習の推進に努めます。また、市民の生涯学習意欲の高揚と活動支援のため、生涯学習生きがいづくりアシスト事業や各種学習情報の提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会の開催 ・生涯学習生きがいづくりアシスト事業の実施 ・四街道市まなびいガイドブックの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会の開催（1 回） ・生涯学習生きがいづくりアシスト事業一日体験講座（実施） 実施日：9/30 参加者：講師 7 名、受講者 37 名 講座数：9 講座中 7 講座実施 ・四街道市まなびいガイドブックの発行 「四街道市まなびいガイドブック」を発行し、ホームページに掲載しました。
11	市民大学講座事業	市民に専門的知識等を提供し、まちづくりの推進に役立てるため、市民大学講座を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学講座一般課程（実施） 当初 6 月からの開講予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により開催を延期し、10 月開催となりました。 全 9 講座（5/9 講座実施） ・市民大学講座専門課程（中止） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、愛国学園大学との協議により開催中止となりました。

文化係

No.	事業名	事業概要	R2 実施状況
1	市民文化祭事業	市民文化祭実行委員会等との共催により、市民文化祭を開催し、市民の芸術文化活動の学習成果を発表する機会や市民が身近に芸術文化に接し、触れ合う場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭（中止） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となりました。
2	市民芸術公演事業	市民団体との共催により、郷土作家展、市民演劇公演や子どもミュージカルを開催し、市民芸術活動の振興を図ります。また、市民に優れた音楽を鑑賞する機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民演劇公演（中止） ・郷土作家展（中止） 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもミュージカル（実施予定） ・小中学校音楽鑑賞教室（実施） 11月10日 和良比小学校
3	芸術文化活動支援事業	市民ギャラリーの利用等により、市民に学習成果の発表の場と鑑賞の機会を提供します。また、市民芸術文化活動団体へ補助金や助成金を交付し、市民団体主体の芸術文化活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーの運営（実施） ・芸術文化振興助成金の交付（未交付） 交付予定団体が新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点により、事業を中止したため、交付しませんでした。 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化団体連絡協議会活動補助金の交付（実施）
4	文化財保護管理事業	歴史広場等を適切に管理すること、指定文化財の管理者や伝統芸能保存団体等と連携することにより、文化財の活用を図ります。また、市内の文化財を調査し、保護に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史広場の維持管理（実施） ・指定文化財等の保護管理（実施） ・文化財保存事業補助金の交付（実施） 無形民俗文化財等保存団体4団体
5	歴史民俗資料施設整備事業	市域の人々が守り伝えてきた歴史資料を収集・整理し、適正な保管と管理のもとで市民の活用と展示等の公開に供するための整備事業を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料の保管・管理（実施） ・歴史民俗資料室見学・出前授業（中止） ※資料室見学については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止となりました。 <ul style="list-style-type: none"> ※民具の出前授業に関しては、民具の貸出に変更しました（2校） ・プロジェクト型ふるさと寄附（実施）
6	埋蔵文化財発掘調査事業	埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて、適切な指導、調整及び試掘調査を行います。また、国・県補助事業により、市内所在遺跡の確認調査等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査（実施） ・市内遺跡の発掘調査（実施） ・市内遺跡の整理及び報告書刊行（実施）

市史編さん室

No.	事業名	事業概要	R2 実施状況
1	市史編さん事業	市史に関する資料の調査・収集・整理に努め、基本方針・刊行計画に基づき市史編さん事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料の収集 ・古文書の解読・保存管理 ・市制施行40周年記念写真集の刊行準備